◆トライアル雇用助成金の概要

コース	雇い入れる労働者	対象期間	支給額
一般トライアルコース	以下のいずれかに該当するより 公共職業安定所等の紹介によりと ①公共職業安定所等の紹介にと ①公共職業安定所等の紹介日の上離職業安定所等の紹介日の上離職業安定所等の紹介回以上職業安定所等の紹介回以上職業安定所等の紹介回以上職業安定の方式である者。 を紹介問でいるる者 ②紹介目でおいている者 部間ではいる。 3の前に超れている。 3の前に超れている。 3の前においている。 4の前にはおいてのでで、 4の前にはいる。 4のでは、 4ので	アル雇用に係る 雇入れの日から 1 か月単位で最	
障害者トライアルコース	障害者雇用促進法に規定する障害者のうち、以下のいずれかに該当する者を、公共職業安定所等の紹介によりトライアル雇用し、その期間について雇用保険被保険者資格取得の届出を行うこと*2 (1)紹介日において就労の経験のない、職業に就くことを希望する者 (2)紹介日前2年以内に、離職が2回以上または転職が2回以上ある者 (3)紹介日前において離職している期間が6か月を超えている者 (4)重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者	6か月 トライアル雇用 用間:原則6~ 12か月 上記以外の場合 助成期間: 3か月 トライアル雇用	対象者が精神障害者 の場合 雇入れから3か月間: 対額最大8万円 雇入れから4か月間 展入れか対象者1人に 対象者1人所 対象者1人所 上記以外の人に 上記以外の場合 対額最大4万円 上記以外の 上記数者1人万円

コース	雇い入れる労働者	対象期間	支給額
障害者短時間トライアルコース	継続雇用する労働者としての雇入れを 希望し、障害者短時間トライアル雇用制度を理解したうえで、障害者短時間トラ イアル雇用による雇入れについても希望している精神障害者または発達障害 者を、公共職業安定所等の紹介によりトライアル雇用すること 雇入れ時の週の所定労働時間を10時間 以上20時間未満とし、障害者の職場適 応状況や体調等に応じて、期間中に20 時間以上とすることを目指す	3~12か月	対象者 1 人につき月 額最大 4 万円(最長 12 か月)
トライアルコース	35 歳未満の若年者または女性を建設技能労働者等として一定期間トライアル雇用助成金(一般トライアルコース、障害者トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルカース)の支給を受けた中小建設事業主を助成(若年・女性建設労働者の入職・定着の促進を目的とする)	最長3か月	対象者 1 人につき月額 最大 4 万円(最長 3 か月・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの場合は 2.5万円)
症対応トライアルコース	新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、離職期間が3か月を超え、かつ、就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1週間の所定労働時間が30時間以上で一定期間トライアル雇用すること	1か月単位で最	対象者 1 人につき月 額最大 4 万円
応短時間トライアルコース新型コロナウイルス感染症対	新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、離職期間が3か月を超え、かつ、就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満で一定期間トライアル雇用すること	雇入れの日から 1 か月単位で最 長 3 か月	対象者 1 人につき月 額最大 2.5 万円

- ※1トライアル雇用に係る雇用期間が1か月に満たない月がある場合等については実際に就労した日数に応じた規定の支給額が支払われる。
- ※2いずれの場合も、本人が継続雇用する労働者としての雇入れを希望し、障害者トライアル雇用制度を理解したうえで、障害者トライアル雇用による雇入れについても希望していることが条件となる。